

平成 21 年 11 月 4 日
市民人権環境部人権推進室

人権ふれあいセンター施設等の設置経過

設置経過～

○「特別法」時代(S44～H14.3)

福知山市においては、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題であるとの認識のもとに、同和問題の早期解決を市政の最重要課題の一つとして位置づけ、同和对策審議会答申(以下「同対審答申」という。)を指針として、四半世紀余にわたって、生活環境整備をはじめ、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権啓発等の総合的な施策を展開してきました。

同対審答申の社会福祉に関する具体的方策の中で、対象地区住民の社会福祉を積極的に推進するため「既設の隣保館、公民館、集会所などを総合的見地に立って拡充し、その施設のない地区には新設して、欧米諸国にみられるコミュニティセンターのごとき総合的機能を持つ社会福祉施設を設置するとともに、指導的能力のある専門職員を配置する」とし、隣保館等の整備充実を図り、同和問題の早期解決のために対象地域におけるコミュニティセンターとして運営することの必要性を提起しました。

同対審答申を受け、1969(昭和 44)年 7 月に制定された同和对策事業特別措置法によって、隣保館の設置・運営に対しての補助制度が充実され、また、同年 12 月、隣保館設置運営要綱が定められ、隣保館は「地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上及び同和問題のすみやかな解決に資する」ことを目的とし、「社会調査及び研究事業、相談事業、地域福祉事業、その他各種クラブ活動・レクリエーション・教養文化活動等地域住民の交流を図る事業等を行う」こととされました。

これを契機に、福知山市の隣保館は、さわやか館【1974(昭和 49)年 4 月 1 日】を皮切りに、きらめき館【1975(昭和 50)年 4 月 1 日】、南佳屋野会館【1977(昭和 52)年 5 月 1 日】、下六人部会館【1979(昭和 54)年 10 月 1 日】堀会館【1983(昭和 58)年 11 月 3 日】を設置し、本年度で 35 年目を迎えます。この間、同和問題の解決をはじめ、「福祉と人権のまちづくり」に向けて取り組んできました。

児童館は、堀児童館【1978(昭和 53)年 8 月】を皮切りに、10 館を設置し、福祉施設として青少年の健全育成に期するとともに、同和問題を解決する役割を担って設置してきたものです。

教育集会所は、前田東部教育集会所【1977(昭和 52)年 4 月】を皮切りに、15 箇所設置し、設置目的、意義、役割については、隣保館と同様で、概ね相談、教育・啓発、地

域支援活動を行ってきました。

○「特別法」失効後(H14.4～H19.3)

2002(平成14)年3月末「特別法」失効後、「福祉と人権の施設」を基本理念として、同和問題解決の拠点施設としての機能を確保しつつ「差別を許さない人材育成」を隣保館・児童館の共通の目標としながら、隣保館にあっては高齢化社会に対応する周辺地域の高齢者福祉拠点として付加した「地域福祉事業」を行っています。

児童館にあっては男女共同参画社会の理念に基づく女性の社会参加の促進を付加として児童クラブを設置運営してきました。児童クラブの福祉保健部に所管替えを行い、現在は少子化対策を付加した「児童館のびのび放課後サポート事業」を行っています。

教育集会所にあっては、相談、教育・啓発、地域交流事業等を行い、現在7箇所の教育集会所を指定管理者制度に移行しており、順次その拡大を図ることとしています。

1 今日の隣保館等を取り巻く状況

(1) 社会の状況

回復傾向にあった景気はアメリカ発の景気低迷により、中小零細企業や地方を圧迫し、格差は広がる傾向を見せていると言われています。

高齢化がますます進み、失業者や不安定就労者の増大、生活保護受給率も増加傾向が見られると言われています。

また、子どもや女性、高齢者、障害者へのいじめや虐待、あるいは殺傷事件など、基本的人権が侵害される事件が相次ぎ、自殺者も3万人を越える状況となっています。

さらに、介護保険制度や生活保護制度の見直し、障害者自立支援法による「受益者負担」の導入、年金加入記録の漏れや誤り、医療制度の変化、ワーキングプアなど、生活のさまざまな面での格差の拡大が社会問題となっています。

一方、自治体の財政状況も逼迫する中で、新たなまちづくりを展望した行政運営が求められています。

(2) 国等の状況

ア 隣保事業の推移

隣保事業は、「特別法」以前からセツルメント事業と呼ばれ、貧困問題や大規模災害など社会的・地域的課題に対して問題解決に対応する活動として行われ、同対審答申では同和問題の解決に向けた地域のコミュニティセンターとして、設置が提起され、本市においても設置してきました。

「隣保館の設置及び運営について」【2002(平成14)年8月29日】では、

- ①「国民的課題としての同和問題の解決に資するため各種の事業を行い地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである」とし、
- ②「地対協意見具申及び閣議決定『同和問題の解決に向けた今後の方策について』

【1996(平成 8)年 7 月】に基づき、周辺住民を含めた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけるとともに地域のニーズに合った新規事業を新たに追加し、一般対策としてその事業の強化を図り今日に至っている」と経過を述べ、

③「2000(平成 12)年 6 月には、社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が成立し、地域福祉の推進が今後の福祉の重要な課題とされ」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【2000(平成 12)年 12 月施行】第 7 条の規定に基づき『人権教育・啓発に関する基本計画』【2002(平成 14)年 3 月】が定められ、新たな隣保館の役割が明らかにされた」とし、

④「地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のための各種事業を実施する」と今日的役割を示しました。

これを受けた「隣保館設置運営要綱」【2002(平成 14)年 8 月改定】で、隣保館の目的を「生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする」と、広がりのある方向が示されました。

イ 社会福祉の基礎改造改革～地域福祉計画づくり

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」【2000(平成 12)年 12 月】では、従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としていましたが、現代においては「心身の障害・不安」「社会的排除や摩擦」「社会的孤立や孤独」といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸にあわせて検討することが必要とされ、そのために社会福祉の基礎構造改革が進められ、地域福祉計画づくりが提唱されました。

ウ 「あしたの隣保館」検討委員会報告【2007(平成 19)年 1 月】

全国隣保館連絡協議会から諮問をうけた検討委員会では、「今こそ自由な発想で『あしたの隣保館』を考える土俵が作られてきていると受け止めて、大胆な事業の見直しと新しい発想で 21 世紀の隣保館の活動スタイルを構想する必要がある」と強く訴えられました。「部落差別の撤廃に向け隣保館が果たした大きな役割と成果を踏まえながら他方で『地域限定』や『地域主導』で進められてきた運営手法を、『今日的な地域状況に合わせて変革を図る好機である』との提起である」と報告をしました。

報告書では、次の 5 つの隣保館の視点を具体化していく取り組みを提起しています。

- ① 考え・発見する隣保館【地域の実態とニーズの把握】
 - ・ 地域内外の共通の接点を見つける視点
 - ・ 創意工夫で差別の現実を照射する実態把握を
 - ・ 実態の把握による人権政策の提起(人権のまちづくり)の方向へ
- ② つながる隣保館【関係諸機関・団体との連携事業の活性化】
 - ・ 社会福祉協議会などとの事業面での連携の強化
 - ・ 地域包括支援センターとの情報交換

- ・ 館運営委員会の設置と活性化
- ③ ささえる隣保館【地域の自主活動の支援とコミュニティづくり～総合相談活動と自立支援の取り組み】
 - ・ 隣保館の自主性の確立を
 - ・ 開かれたコミュニティセンターとして
 - ・ 隣保館が設置された願いや期待を再確認する
- ④ 多様性のある隣保館【積極的な館事業の情報発信と交流】
 - ・ 館だよりの定期発行と館活動のPR
 - ・ 館活動や府県隣協の情報を、全隣協ホームページに掲載を
 - ・ 多様性を踏まえた隣保館活動を
- ⑤ 新たな隣保館【新たな「公」による隣保館運営の検討と具体化～地域福祉】
 - ・ 新たな「公」の登場
 - ・ 指定管理者制度について

(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【2000(平成12)年12月施行】

第1条「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする」

同法第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」【2002(平成14)年3月策定】

「2 各人権問題に対する取組 (5) 同和問題・・・地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策のニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることになるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。」とし、隣保館については、「⑦社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。」とされている。